

## 平成30年度 第1回社会教育委員会議（会議録概要）

- ◇開催日時 平成30年8月27日（月）13：30～15：30
- ◇開催場所 名張市役所 301・302会議室
- ◇出席委員 福島委員 藤原武委員 斉藤委員 藤原佐知子委員 福森委員 小引委員  
若山委員 神野委員 澤田委員
- ◇事務局等 上島教育長 辻教育委員 松本図書館長 田中市民スポーツ室長  
山口係長（人権・男女共同参画推進室） 山川係長（地域経営室）  
宮前室長 松下係長 大谷係長 小川（文化生涯学習室）

### 1. 委嘱状交付

### 2. 教育長あいさつ

### 3. 委員紹介

### 4. 社会教育委員制度の概要について

### 5. 役員選出

委員長： 斉藤 健 さん

副委員長： 増岡 孝則 さん

### 6. 議事

- ・社会教育に関する取り組みの状況について 担当者より説明

- ・社会教育に対する意見について 下記のとおり

○社会教育に関する取り組み説明について感じたことは、文化・芸術・スポーツ、知性すべての分野で重要な部署ではあるが、力がない。だんだん予算は減っていく、人口も減って行って取り組みも厳しくなっていく。

○何か観光に結びついてくれたらビジネスになり、地域が活性化し、税収が増えるので予算も増えるのではないか。そうなると、商工会議所、観光協会とか商工観光室と連携も必要。

○課題はありますが、家庭教育、放課後子ども教室のことなど…名張の人が元気に頑張っていけるように考えていきたいです。

○昨年は家庭教育について、話し合いました。家庭教育は、家庭で親が子どもに対してしつけを含めてするのが本来の姿だと思うのですが、貧困の家庭もありますし、色々問題のある家庭もあります。共働きも多くなっておりますので、家庭教育というのは側面からの応援が必要であるとまとめました。

○子どもと親の問題、生涯学習、確かに重要なことがありますけどどうしても話がかたくなってしまう。もう少しソフトの部分でここでできることがあるのではないかな。

○観光を含めた部分も名張は弱い。予算がついてくるので、すぐにできるものではないが面白い。

○観光となると、あちこちになるから、話題がそれるかもしれません。

○公民館から市民センターに変わり、生涯学習がおろそかになるのではないかなという話もあって、「名張市の地域における生涯学習推進に関する指針」を作成しました。1年、2年ではまだ本格的に活動されてない部分もありますが、作成以後社会教育委員会としてもまだ検証はされてない。

○生涯学習の部分で、課題というか心配しているのが地域づくりのことで、事業を動かしている主体となっている人はほとんど高齢者、いわゆる会社をリタイア人が多い。そして、対象者もリタイアした人が多い。最近では、70歳ぐらいの人も働いている人いて、なかなか人が集まらない。地域を動かしていく人の人材が見当たらない、確保できないという問題がでてきている。そして活動しようとしたときに何をしたらいいのかという知恵袋を市の方々にお願いして情報を得てやっている。分野は広く、健康や農産物など文化や伝統などの学習以外の自分の生活上の課題があるので非常にたきにわたっている。

○指針の中に、生涯学習センターという文言があり…「今後、生涯学習を進めていく地域の拠点、市民センター等に、市全体の拠点は、現在（仮称）生涯学習センター構想を進めており、将来は、（仮称）生涯学習センターが担う予定です。」とありますが、各市民センターでまだバラバラに動いているところもあると思います。その辺のまだ機能していないところがあるのかなと思います。情報提供とか情報交換もしながらお互い、地域によって足りないところがあれば、補うことや、情報提供という中で生涯学習センターを考えることも大切。

○名張市が子どもたちにとって魅力あるまちなのかどうか。例えば、小学校を卒業しました、中学校へ行きました、高等学校行きました、どこか大学へ行って、また地元で戻って仕事して発展させていってくれるのだろうか、いつも課題にあります。子どもをどうやって地域の担い手として育てていくのかとかそういうことが大事だと思います。

○中・高を過ぎたところで子どもたちが出て行ってしまうので、「なばり学」という新しい教材を入れて小学校、中学校のうちに名張の良さを感じてほしい。地域の担い手ということで地域の方々も育てているが、本当に残るのか。

人を集めることも大事で、なにかで魅力ある地域にしたら、子どもたちもそこで働こうかなとか、うちの仕事はこんなあるよとか思ってくれるような…少し壮大な計画かもわかりませんが考えていってもいいのかなと思いました。

○外部から魅力あることなのか、あるいは住んでいる我々が、あるいは将来を担う子どもたちがそうなのかともかく魅力のある、あるいは特色のある名張というのか、地元をつくるのにどうするかということに対して、我々委員がどこまで発信できるのか。読むばかりも難しい。住んでいる自分たちが魅力を感じたり満足度があがるようなところをどうもっていくのか。視点として捉える。

○色んなご意見をいただいて、取りまとめるのは難しいですが、これからの子どものことも考えたうえで名張を発展させていく。人口減少の中にもやっぱり名張として元気のあるまちと言いますか、活性化したまちにしたい。

# 名張市社会教育委員名簿

(平成30年6月現在)

任期 平成30年6月10日～平成32年6月9日

区分		氏名	委嘱年月日		備考
学校教育 関係者		フクシマ マサカズ 福島 雅一	平成30年4月1日	新任	校長会代表（比奈知小学校）
		フジワラ タケシ 藤原 武	平成30年4月1日	新任	校長会代表（梅が丘小学校）
社会教育 関係者	◎	サイトウ ケン 斉藤 健	平成18年6月10日		体育団体代表（名張市体育協会）
		フジハラ サチコ 藤原 佐知子	平成30年6月10日	新任	PTA代表（名張市PTA連合会）
		コウノ カズヒト 耕野 一仁	平成25年5月1日		文化団体代表（名張文化協会）
		フクモリ ジュウヂ 福森 十一	平成30年6月10日		生涯学習推進協議会代表 （薦原市民センター長）
		コビキ フクオ 小引 福夫	平成27年5月29日		地域づくり組織代表 （つつじが丘・春日丘自治協議会会長）
学 識 経験者		スノノノ ヒトシ 須曾野 仁志	平成24年6月21日		三重大学教育学部教授
		イタイ マサナリ 板井 正斉	平成22年6月10日		皇學館大学教育開発センター副セン ター長准教授
		ワカヤマ ハルオ 若山 東男	平成24年6月10日		企業経営経験者 社会教育貢献者
	○	マスオカ タカノリ 増岡 孝則	平成24年6月10日		社会教育経験者
		カンノ ミル 神野 稔	平成28年6月10日		社会教育経験者
家庭教育 関係者		サワダ タス子 澤田 田鶴子	平成16年6月10日		青少年健全育成関係者
		ハシモト コウリ 橋本 香里	平成30年6月10日		家庭教育経験者

◎＝委員長、○＝副委員長

## 社会教育に関する取り組みの状況

資料1

(単位：千円)

項 目	内 容	小 事 業	29 年度決算	30 年度予算 (6 月補正後)
1. 生涯学習の総合的推進	(1) 生涯学習によるまちづくりの推進 (2) 生涯学習活動に関する相談・支援体制の充実 (3) 地域・家庭の教育力の向上 (4) 社会教育関係団体の育成 (5) 社会教育施設の充実	社会教育総務一般経費 生涯学習推進事業	2,858 0	3,052 200
2. 人権教育と啓発の推進	(1) 人権教育の推進 (2) 啓発活動の推進 (3) 教育集会所活動の充実	人権センター運営交付金 人権推進費 人権・同和教育推進協議会運営補助金 教育集会所管理費 人権政策総務費(うち、社会同和教育指導員 2名分) 人権のまちづくり推進委託事業	1,740 1,053 1,030 895 4,499 3,230	1,740 1,835 1,030 1,652 4,863 3,230
3. 青少年の健全育成	(1) 青少年健全育成関係団体との連携 (2) 家庭・地域・学校等が連携・協力した活動の推進 (3) 体験活動の推進 (4) 社会環境浄化と非行防止活動の推進 (5) 青少年の安全を守る活動の推進 (6) 青少年に係る相談活動の充実	学校支援地域本部事業 放課後子ども支援事業 青少年健全育成事業 青少年補導センター事業 成人式行事経費 青少年健全育成事業補助金	788 1,032 550 404 168 228	2,406 1,458 585 528 445 228
4. 文化芸術活動の振興	(1) 文化芸術団体をはじめ市民ボランティアとの連携、支援 (2) 音楽、美術、文芸、演劇活動等の支援 (3) 文化施設と連携した芸術鑑賞事業の提供 (4) 能楽をはじめ地域の特色ある文化芸術の振興 (5) 地域の文化芸術の発信と相互交流の促進	文化振興費 ふるさと能文化振興事業 青少年センター管理費 青少年センター音響設備改修事業 青少年センター吊天井落下防止対策事業	1,971 2,331 29,028 52,634 23,999	1,922 2,212 29,837 0 0

項 目	内 容	小 事 業	29 年度決算	30 年度予算 (6 月補正後)
5. 文化財等の保存・活用	(1) 文化財、文化的資源の保存・活用 (2) 埋蔵文化財の保護、保存 (3) 歴史、民俗文化財等の整理、保存、公開 (4) 史跡等の公有地化と活用 (5) 講師等の派遣による、まちづくりへの参画	文化施設管理費 文化財保護費 郷土資料館整備事業 オオサンショウウオ緊急調査事業 赤目の狭谷復旧事業 郷土史編さん事業 郷土資料館木質化事業	7,456 2,551 13,031 2,799 2,117 591 0	8,065 1,739 0 2,720 0 818 3,500
6. 図書館機能の充実	(1) 図書及び資料収集の充実 (2) 図書館サービスの向上 (3) 関係機関との相互協力の推進	図書館管理費 図書館運営費 なばり本の帯コンクール事業	18,058 48,593 25	17,103 49,000 25
7. 生涯スポーツの振興	(1) 生涯スポーツ施策の計画的な推進 (2) スポーツ・レクリエーション活動推進体制の整備充実 (3) スポーツ・レクリエーション活動の機会提供 (4) 競技力向上体制の整備 (5) 学校体育施設開放事業の促進 (6) 体力向上の推進 (7) スポーツ・レクリエーション施設の整備充実 (8) 指定管理者による施設の管理・運営推進	勤労者福祉会館費 武道交流館いきいき管理費 保健体育総務一般経費 スポーツ活動振興費 日中スポーツ友好交流事業 体育施設管理費 総合型地域スポーツクラブ創設事業 市民陸上競技場改修事業 三重国体準備事業	842 11,564 3,299 10,532 300 38,252 1,200 49,658	333 13,094 4,733 7,731 300 34,621 1,200 47,032
8. 市民センター活動の推進	(1) 指定管理者による市民センターの管理・運営推進 (2) 地域づくり組織活動との連携、支援 (3) 特色ある市民センター活動の展開 (4) 学校及び各種団体等と連携した活動の推進	市民センター費 市民センター整備事業	101,141 19,656	99,943 24,610

## 社会教育委員とは

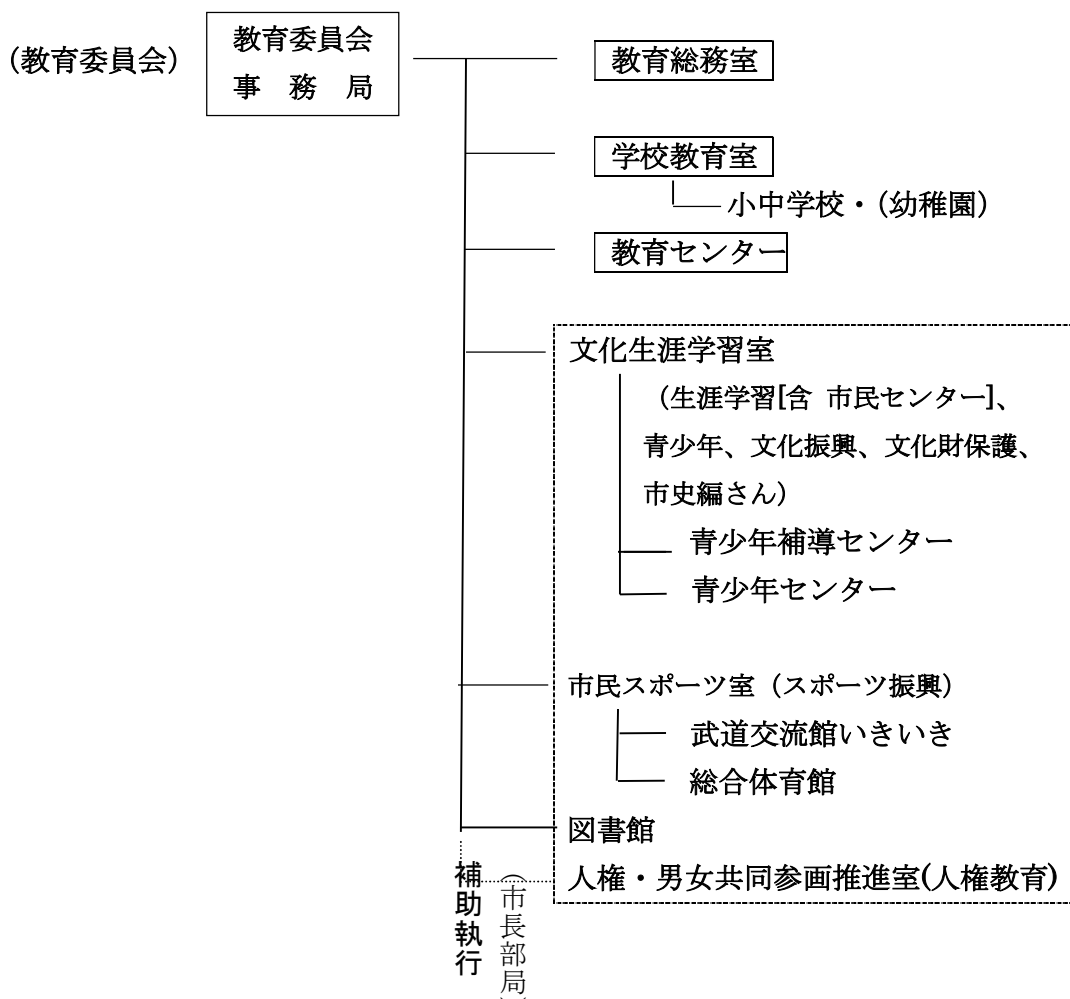
社会教育委員は、教育委員会の諮問機関として、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、家庭教育関係者の中から教育委員会が委嘱し、定数・任期は当該地方公共団体で定めるとしている。(社会教育法)

当市では、学校教育関係者2名・社会教育関係者5名・学識経験者5名・家庭教育関係者2名の14名が委嘱され、任期は2年(平成28年6月10日～平成30年6月9日)としているが、途中で異動があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間と定めている。(名張市社会教育委員設置に関する条例)

社会教育委員の職務は、

- ①社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言することであって、次の事を行う。
  - ・社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - ・諮問に応じて意見を述べること。
  - ・必要な研究調査を行うこと。
- ②また、教育委員会の会議に出席して社会教育に関して意見を述べるができる。
- ③教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する事項についても、社会教育関係団体、社会教育指導者、その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### <生涯学習関係機構図>



○社会教育法

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九条 削除

○名張市社会教育委員設置に関する条例

昭和30年3月1日

条例第11号

改正 平成12年3月29日条例第1号

平成14年3月25日条例第21号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項に基づき名張市に社会教育委員を置く。

(委嘱)

第2条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(定数及び任期)

第3条 委員の定数は、27名以内とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

3 委員を辞任するときは、教育委員会の承認を経なければならない。

4 補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会は、委員の中から委員長及び副委員長各1名を選出する。

2 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(会議)

第5条 社会教育委員の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、定例会と臨時会とする。

3 定例会は、毎月1回これを招集する。

第6条 会議は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。

(費用弁償)

第7条 社会教育委員会の費用弁償及びその他の支給については、予算の範囲内において教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。



## 平成31年 名張市成人式

**趣 旨** 新成人が自ら歩んできた道のりを振り返り、お世話になった方々への感謝の気持ちを再確認し、将来に向けての希望を抱き、地域社会を支える一員であるという認識をし、責任ある大人としての自覚と誇りを持つ機会とすることを目的とする。  
また、名張市民全体で新成人をお祝いすることから、1ヶ所の会場での実施とする。

**運 営** 新成人で実行委員会を結成し、出された意見を参考に企画・運営を行う。  
13時からの開催とし、受付時間は12時30分から30分間、式典時間は30分程度で設定、新成人のアトラクションは30分程度を予定。

**開催日時** 平成31年1月13日（日）

受 付	< 12 : 30 ~ 13 : 00 >
オープニングセレモニー	< 13 : 00 ~ 13 : 10 >
式 典	< 13 : 10 ~ 13 : 40 >
開式の辞 （教育長）	
国歌斉唱	
主催者あいさつ（市長）	
新成人スピーチ	
祝辞 市議会議長及び来賓	
アトラクション等	< 13 : 40 ~ 14 : 10 >
新成人で企画・立案	

**会 場** ads ホール（名張市青少年センター 松崎町1325番地1）

**対象者** 平成10年4月2日～平成11年4月1日生

○住民登録者 H30.5.1 現在 計 753 (731)  
( ) 内は昨年5月時点の実数

※平成30年	出席率	72.8%	・	567人
※平成29年	出席率	73.8%	・	584人

**主催** 名張市・名張市教育委員会・名張市成人式実行委員会

※平成31年成人式は新成人の参加予定人数が収容できる会場であり、スムーズな進行が行えるadsホールで開催します。毎年会場を変更するのも周知等が大変であり、今後の成人式は同会場で行います。

[名張市教育委員会 文化生涯学習室 TEL63-7892 (内線332)FAX63-9848]